

人口動態調査の概要

1 調査の目的

我が国の人団動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成20年に日本において発生した日本人の事件を客体とした。

3 調査の期間

平成20年1月1日から平成20年12月31日

4 調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

5 報告の系統

厚生労働省—都道府県・指定都市—保健所—市区町村

　　└ 保健所を設置する
　　　　市・特別区

6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

利用上の注意

① 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

<人口動態統計速報>

数値：調査票を作成した数

集計客体：日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人（前年以前発生のものを含む）

公表表：毎月（調査月の約2ヶ月後）

<人口動態統計月報>

数値：概数

集計客体：日本における日本人（前年以前発生のものを除く）

公表表：毎月（調査月の約5ヶ月後）

<人口動態統計年報>

数値：確定数（概数に修正を加えたもの）

集計客体：日本における日本人（前年以前発生のものは別掲）

公表表：毎年（調査年の翌年9月頃）

② 表章記号の規約

計数のない場合

統計項目のあり得ない場合

計数不明又は計数を表章することが不適当な場合

…

表章単位の2分の1未満の場合

0.0,0.00

③ 用語の説明

自然 増 減：出生数から死亡数を減じたもの

乳児 死亡：生後1年未満の死亡

新生児 死亡：生後4週未満の死亡

早期新生児死亡：生後1週未満の死亡

死 産：妊娠満12週以後の死児の出産

周産期 死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えた
もの

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計
したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出
生率で一生の間に生むとした時の子供数に相当する。

④ この概況で使用した数値は、平成19年以前は確定数である。

⑤ 都道府県の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母
の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。